令和３年第６回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

令和３年１０月４日（月曜日）　　午前９時３０分開会

第１　　会議録署名議員の指名（２名）

第２　　会期の決定

第３　　議案第５２号　令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１０号）について

第４　　議案第５３号　財産の処分について

○出席議員（１０名）

１番　余　湖　龍　三　君	２番　西　森　信　夫　君
３番　山　田　日出夫　君	４番　仁　木　義　人　君
５番　西　山　由美子　君	６番　須　河　　徹　君
７番　泉　　愉　美　君	８番　谷　口　武　彦　君
９番　工　藤　弘　喜　君	１０番　河　端　芳　惠　君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	森谷清和君
総務課長	硯見康之君
企画財政課長	篠田康行君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂井毅史君
福祉保健課長	今田朝幸君
福祉保健課長補佐	関口好子君
農林商工課長	大里孝生君
建設課長・上下水道課長	渡辺克人君
会計管理者・危機管理監	伊田彰君
教育委員会教育長	林秀貴君
管理課長	高橋治君
子ども未来課長	山本正徳君
社会教育課長・図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局次長	今田和則君
監査委員	平塚晴康君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山内啓伸君
議会事務局係長	吉村章子君

開会　午前９時３０分

◎開会の宣言

○議長（須河　徹君）　皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和３年第６回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（須河　徹君）　西森議会運営委員会委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（西森信夫君）　おはようございます。

それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日の午前９時から議会運営委員会を開催いたしまして、令和３年第６回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は２件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告はありませんので、令和３年第６回臨時町議会招集の挨拶を受けることとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、会期につきましては、本日１日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、本臨時会においても、マスクの着用、手指消毒など、感染予防のため、引き続き、取り組むことといたしました。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（須河　徹君）　ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（須河　徹君）　本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（須河　徹君）　日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山内啓伸君）　本臨時会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が２件でございます。

以上でございます。

○議長（須河　徹君）　なお、細川農業委員会会長および森下選挙管理委員会委員長から

本日欠席する旨の報告がありました。
　以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河　徹君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第１２５条の規定により議長において、９番、工藤弘喜君、１０番、河端芳恵君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河　徹君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。
　お諮りいたします。
　本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。
　これにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（須河　徹君）　異議なしと認めます。
　よって、会期は１日間と決定しました。

◎町長挨拶

○議長（須河　徹君）　ここで本臨時会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので、発言を許します。
　町長。
○町長（菊池一春君）　おはようございます。
　ただいま議長のお許しをいただきましたので、本臨時町議会招集のご挨拶をさせていただきます。
　本日、第６回臨時町議会を招集申し上げましたところ全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げるものでございます。
　ご存じのとおり菅内閣の退任の後、本日、指名選挙行われまして、新しい内閣総理大臣、さらには国務大臣が決定される予定になっております。その後、衆議院の解散が行われ、ただちに選挙が１１月には予定されているという政治日程でございます。私どもも万全を期して、これらの選挙等々の対応に努めてまいるところでございます。
　新型コロナウイルス対策につきましては、国は９月３０日をもって北海道を含む１９都道府県の緊急事態宣言と８県でのまん延防止等重点措置解除をする決定をいたしました。これは多くの国民、事業者の協力と医療従事者の献身的なご尽力の賜物であり、深く感謝を申し上げるしだいでございます。
　しかしながら、今回の感染者の急速な減少については、その原因が必ずしも明らかではないこと、また、これまでの宣言解除に比べ、感染者数が高い水準であることなど、まだ予断を許さない状況にもあります。北海道においては、今後の感染の再拡大を防ぐために、秋の再拡大防止特別対策を１０月いっぱいの期間で実施し、３密の回避やマスク着用などの基本的な感染防止対策徹底の継続要請がなされているところでございます。町におきましても新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図りながら、制限を設けていた町内公共

施設について、１０月１日から通常どおりの開設とすることを決定いたしました。

新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、本町では９月２８日現在でワクチン接種の対象となる１２歳以上の人口の８６．２％にあたる３，７７９人の方が接種をしているところでございます。今後とも北海道の要請に協力しながら感染拡大防止に努めるとともに、安心して住み続けることができる町民生活の維持、発展に向けて各種施策を進めてまいります。

それでは、本臨時会に提案しております議案の概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、一般会計の補正予算案につきましては、商工費の商工業振興対策一般事業で店舗出店等支援事業において、新たに新規出店希望者の出店が見込まれることから店舗出店等支援事業補助金の追加を提案させていただくこととし、歳入歳出それぞれ３００万円を追加提案させていただいております。

次に、財産の処分について、町有林生産素材の売払処分について、提案させていただいております。

以上、議案２件の提案をさせていただいておりますが、議案の詳細につきましては、各担当課長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、本臨時会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎議案第５２号

○議長（須河　徹君）　日程第３、議案第５２号　令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１０号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書１ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君）　議案第５２号　令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１０号）の説明を申し上げます。

まず、第１条では、歳入歳出それぞれ３００万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ５２億６，１７２万４千円とするものでございます。

第２項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第１表のとおりでありますが、これについてはご覧いただくこととし、この後３ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは早速、事項別明細書の説明をさせていただきますが、歳出を中心に行い、最後に歳入の説明を行いたいと思います。

まず、３ページの下の表の歳出でございます。

７款、１項、２目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金では、店舗出店等支援事業補助金で当初の見込みより出店希望者が１件多く見込まれることから、上限額の３００万円の追加。

次に、歳入になります。

上の表の１９款、１項、１目、繰越金では、予算調整として前年度の繰越金３００万円の追加となっております。

以上、令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１０号）の内容について説明をさせて

いただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（須河　徹君）　提案理由の説明が終わりました。
　これより質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。
　ご質疑ありませんか。
　２番、西森信夫君。
○２番（西森信夫君）　２番、西森です。この店舗出店等支援事業補助金なんですが、予定の２件よりも１件増えたという説明がありました。これに関する業種ならびに町内の者なのか町外の者なのか、ひとつ伺いたいと思います。
○議長（須河　徹君）　元気なまちづくり推進室長。
○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君）　今、商工費の店舗出店等支援事業補助金のご質問ですけども、今回、予算補正の提案をさせていただいております件数自体１件の３００万ですけども、２件の申請がございました。１件目については３００万で既存の予算で対応可能なこと。それからもう１件分については、今回提案させていただいているということになります。この２件ですけども、ガーデニングやカフェなどを運営する主に飲食業を行うものが１件。それから自動車販売業が１件となっております。
　なお、２件とも町民の方の起業のため、移住の加算はございません。
○議長（須河　徹君）　ご質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（須河　徹君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
　これより討論を行います。
　まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
　討論ありませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（須河　徹君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
　討論ありませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（須河　徹君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
　これより議案第５２号の採決を行います。
　本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（須河　徹君）　異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５３号
○議長（須河　徹君）　次に、日程第４、議案第５３号　財産の処分についてを議題といたします。
　提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書４ページです。
　農林商工課長。
○農林商工課長（大里孝生君）　議案第５３号　財産の処分について、その提案理由を説明させていただきます。

次の財産を処分したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第３１号）第３条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下について、説明させていただきます。

事業名は、町有林生産素材販売（その２）であります。

本件の伐採箇所は、駒里町有林の３２林班１小班の一部ほか５ha でございます。

９月３０日執行の入札において、５社に応札いただいた結果、契約の相手先は、協同組合グッドアイ　代表理事　吉野明宏氏で、契約金額は２，０４２万７千円でございます。予定価格につきましては、１，２９６万８千円となっております。

樹種別の売払材積でございますが、カラマツ１，２００．５３７㎥、トドマツ６６５．７５２㎥、雑木２７．５４０㎥、合計１，８９３．８２９㎥でございます。

なお、このページに記載までしておりませんが、用途別で申し上げますと、用材が１，３９３．５０１㎥、パルプ材が５００．３２８㎥となっております。

以上、議案第５３号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河　徹君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

３番、山田日出夫君。

○３番（山田日出夫君）　３番、山田です。１点お聞きします。予定価格と入札価格の間に、いい方向に大きな差が生じましたけども、この理由をお聞きしたいと思います。それで予定価格の積算はもちろんルールに沿って適正にされていると承知していますけども、多分相場の関係、今、木材不足の相場の関係があるかなと思いますけども、予定価格の仕組みと、もう１点ですね聞きたいのは。この入札の価格に至る仕組みを簡単に教えていただきたい。この２点、お聞きしたいと思います。

○議長（須河　徹君）　農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君）　それでは、今、山田議員からお尋ねのありました予定価格、入札価格の関連について説明をいたしたいと思います。

まず、今回の入札につきましては、契約金額が約２千万、予定価格が１，３００万ぐらいというようなことになっております。基本的に先ほど議員がおっしゃったとおり市況は昨年と今年と比べて今のところほとんど変わりはないというとこが正直なところでございます。ただし輸入材が調達できないとか報道とかで既にご存じかと思いますけども、だんだんと国産材についても引き合いが強くなってきておりますので、今回の入札の結果に至ったということで考えております。

また、仕組みについて、簡単に申し上げますと、こちらで皆伐を行って材積がどのくらいということをもちろん算出します。その後、本町では民有林新聞という定期的に発行されている新聞の価格、もう一つ、道森連という組合がございます。そこの価格というか、今、市況はどのぐらいですかと、カラマツとかトドマツとか規格別に照会をいたしまして、この予定価格を作る直近の道森連の価格というものを調査します。その２本立てでまずは割る２といったら単純かもしれませんけども、そういった積算の仕方であるとか、単純に

割る２とかいうようなことでもないですけども、試算のやり方というのをして、山から採った材の価格が総じていくらぐらいになるだろうかという積算を行います。それから一つ差っ引く経費というのがございまして、山から搬出する時に積込料とか、そういったものの運搬経費かかります。この契約の場合、これから冬場に入りますので、除雪の経費とか、そういったものも全部単価で積算します。基本的に建設機械と損料表とかそういった公的な単価の算出に基づきまして、搬出料の必要経費というのを別に出します。結果的に材の総額から搬出にかかる経費を差っ引いた形で、今日、議案で説明差し上げた１，３００万円ぐらいの予定価格を積算しているというような仕組みでございます。

○議長（須河　徹君）　ご質疑ありませんか。

３番、山田日出夫君。

○３番（山田日出夫君）　詳しい答弁ありがとうございます。そうすると予定価格はきちんと昔からされていることは自分担当したこともありますから、よくわかりますけども、いざこうやって実際いろいろな理由、市況の理由、引き合いが強いという状況の中で、このような形になって、これは町としては非常に喜ばしいし、みんな喜ぶとこなんですけども、逆にちょっと心配少しするとすれば、予定価格をきちんと一つのルールの中で出た数字ということが、場合によっては、現況の価格と、結果としてですよ、合わなくて、今回は良かったと思いますけども、場合によっては、真の値より低く売られてしまうというか取り引きされるという心配はないんでしょうかね。ちょっと気になりました。正直言って。ないことを信じてますけども、いかがですか。

○議長（須河　徹君）　農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君）　今、山田議員のご質問にありましたことをちょっと答えるということで、この４ページの議案見ていただきまして、契約金額が２千万円ぐらいだということで述べました。それを売払材積１，８９３．何がしというような部分で割り返しますと１㎥当たりの単価というのが出ます。今回の場合、㎥当たり１万７８６円となっております。この㎥当たり単価というのを一つの判断材料と私どもはしておりまして、町有林というのは、小さい時から手をかけてきて、ここまでにして伐採をすると。だからそれまでの費用というものがもちろんかかっております。そういった時に大体この皆伐の売払いであったら、今、現在でいいますと８千円から９千円、このぐらいであったらなんとか黒字というような数字を出すことができます。対しまして７千円を切ってきますと赤字というようなことでなってきております。今回の場合、先ほども引き合いが強いと申し上げましたんで、１万円というようなことになっておりますけども、１万円利益が出た訳じゃなくて、そこからまた保険料とかこれまでの経費とか差っ引きますんで、黒字であることは間違いないんですけども、今回は業者の中でも特に引き合いが強かったということで実際の入札の価格の札の幅もかなりありました。そういったことで、特段、現実と乖離している訳ではないのかなと思いますけど、黒字であるというような認識でございます。

○議長（須河　徹君）　ご質疑ありませんか。

２番、西森信夫君。

○２番（西森信夫君）　２番、西森です。１点お伺いをいたします。

今回、駒里の３２林班の売却ということなようですが、用材とパルプ材の比率がパルプ材が４分の１ぐらいの計算になるということなんですが、これほかの林班でこういう事態、

パルプ材の比率がこれぐらいになるのか、今回の林班が特殊なのか、そこら辺お伺いしたいと思います。
○議長（須河　徹君）　農林商工課長。
○農林商工課長（大里孝生君）　ただいまの西森議員の質問についてですけども、私が先ほど口頭で申し上げたことを算出すれば、今回のパルプの発生率は大体２６％ということになってございます。樹種別に皆伐であれば大体のパルプの発生の割合というのは、おおむね決まっておりまして、カラマツが約２０から３０％の発生率、トドでありましたら３０％前後と若干高く出ます。今回それほどそこまでの内訳、私、説明差し上げてませんけども、カラマツで２２％のパルプの発生率になっておりまして、トドで２９％ぐらいになっておりますので、平均して２６というような数字になっておりまして、さほどパルプの発生率が多いという訳ではないということで認識しております。
○議長（須河　徹君）　ご質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（須河　徹君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
討論ありませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（須河　徹君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
討論ありませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（須河　徹君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第５３号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（須河　徹君）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（須河　徹君）　以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
これにて、令和３年第６回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。
本日は大変ご苦労さまでした。

閉会　午前　９時５８分